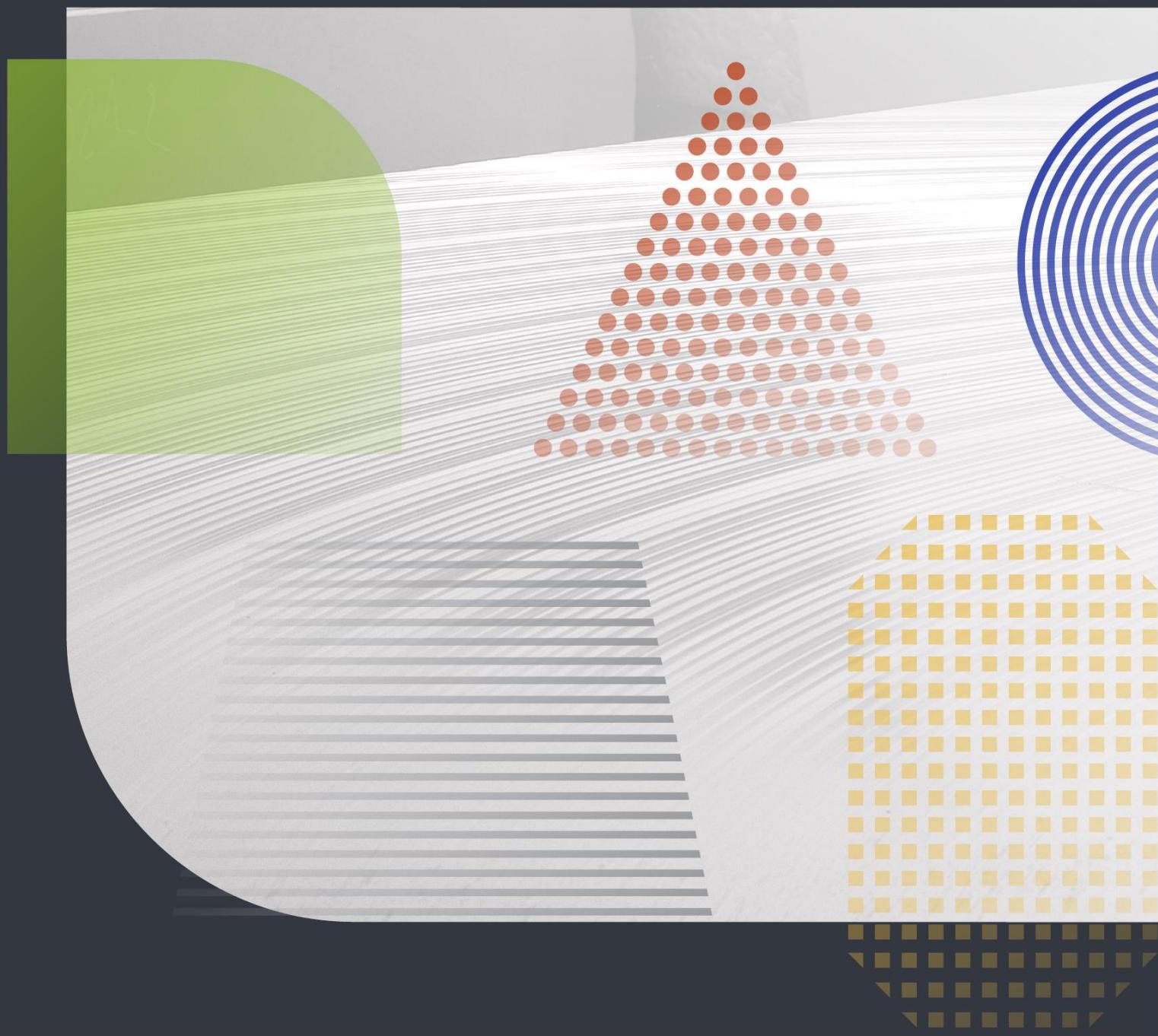


ASI パフォーマンス基準

第3版

2022年5月



アルミニウム管理イニシアチブ（ASI）

ASI はアルミニウムのバリューチェーンに関する非営利の標準化および認証機関である。

当団体のビジョンは、持続可能な社会に対するアルミニウムの貢献を最大化することである。

当団体のミッションは、アルミニウムの責任ある製造、調達および管理について認識し、協力して発展させていくことである。

当団体のバリューは、以下に示すものである。

- すべての関連するステークホルダーグループの代表者の参加を促進および実現することにより、当団体の業務および意思決定プロセスを開かれたものにすること。
- 鉱山から下流のユーザーまで、すなわちボーキサイト、アルミナ、アルミニウムのバリューチェーン全体にわたる理解を促進すること。
- 採掘、製造、使用、リサイクルというアルミニウムのライフサイクルにおいて責任を共有する素材管理を推進すること。

全般的な問い合わせ先

ASI はこの文書に関する質問やフィードバックを歓迎する。

Email : info@aluminium-stewardship.org

電話 : +61 3 9857 8008

郵便 : PO Box 4061, Balwyn East, VIC 3103, AUSTRALIA

ウェブサイト : www.aluminium-stewardship.org

免責事項

この文書は、ASI 定款、または適用される国、州、地方自治体の法律、規則または本文書に含まれる事項に関するその他の要請による要求事項を置換する、抵触する、またはその他の方法で変更することを意図するものではなく、またそれを実施するものでもない。この文書は、一般的な指針のみを示すものであり、本文書に含まれる事項に関する完全かつ権威ある言明とみなしてはならない。ASI 文書は時折更新されており、ASI ウェブサイトに掲載されたバージョンは、それ以前のあらゆる他のバージョンに優先する。

「ASI」関連の表示を実施する組織はそれぞれ、常に「適用法」（ラベル表示、広告、および消費者保護に関する法令および規則、ならびに競争もしくは独占禁止に関する法令など）に対する各自の「遵守」に関する責任を負う。「ASI」は、他の組織によるいかなる「適用法」違反や「第三者」の権利侵害（それぞれ、違反と定義する）についても、一切責任を負わない。「ASI」もしくは「ASI」を代理する者が発行する何らかの「ASI 基準」、文書その他の資料、推奨事項または指示に関する場合はこれらへの依拠によりかかる違反が発生した場合でも同様とする。「ASI」は、「ASI」もしくは「ASI」を代理する者が発行する何らかの「ASI 基準」、文書その他の資料、推奨事項または指示を「遵守」することで、「適用法」を「遵守」した状態となる、またはあらゆる違反の発生を回避できるという約束、表明、保証は一切行わない。

ASI の公用語は英語である。ASI は、さまざまな言語で翻訳を用意することを目指しており、これらはASI ウェブサイトに掲載される予定である。バージョン間に不一致がある場合は、公用語バージョンへの参照を優先するものとする。

ASI パフォーマンス基準

内容

はじめに	4
A. 背景	4
B. 目的	4
C. 範囲	5
D. ステータスおよび発効日	5
E. 基準開発	6
F. 適用	6
G. 「認証」	7
H. サポート文書	7
I. レビュー	8
J. 影響の測定	8
K. この「基準」の読み方	8
ASI パフォーマンス基準	10
A. ガバナンス（「原則」1~4）	10
1. 「事業」の倫理性	10
2. 「方針」およびマネジメント	10
3. 透明性	13
4. 素材管理	14
B. 環境（「原則」5~8）	15
5. 温室効果ガス排出	15
6. 排出、流出、廃棄	17
7. 水の管理	19
8. 「生物多様性」および「エコシステムサービス」	20
C. 社会（「原則」9~11）	22
9. 「人権」	22
10. 労働者の権利	26
11. 「労働安全衛生」	29
用語集	30

はじめに

A. 背景

アルミニウム管理イニシアチブ (Aluminium Stewardship Initiative : ASI) は、非営利のマルチステークホルダー団体であり、「アルミニウム」のバリューチェーンのための独立した第三者認証プログラムを運営するためには存在している。「ASI」認証プログラムは、「ASI」「パフォーマンス基準」(Performance Standard) および「ASI」「加工・流通過程の管理」「基準」(Chain of Custody (CoC) Standard) という 2 つの任意の基準に対する保証を提供している。

「ASI」「パフォーマンス基準」(本「基準」)は、「アルミニウム」のバリューチェーンにおける持続可能性の問題に対処する、環境、社会、およびガバナンスの「原則」および個別基準を定義する。「製造および加工」ならびに「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属する「ASI メンバー」は、「ASI」への加入より 2 年以内に、少なくとも 1 箇所の「施設」について、「ASI」「パフォーマンス基準」による「認証」を受ける必要がある。

「ASI」「加工・流通過程の管理（「CoC」）」「基準」は、「ASI」「パフォーマンス基準」を補完するもので、「ASI メンバー」による適用は推奨されるものの、任意である。「ASI」「CoC」「基準」は、バリューチェーンにおける「ASI アルミニウム」を含む「CoC 材料」の「加工・流通過程の管理」の維持管理に関する要求事項を定める。詳細については、aluminium-stewardship.org を閲覧されたい。

B. 目的

「ASI」「認証」プログラムは、「アルミニウム」の責任ある製造、調達、管理に関する独立した保証を提供するために、「ASI」「パフォーマンス基準」の理解を促進し支援することを目指している。

この「ASI」「パフォーマンス基準」は、以下に示す事項によって責任あるサプライチェーンを支援することを目指している。

- 環境、社会、およびガバナンスのパフォーマンスに関する「アルミニウム」のバリューチェーンについて共通の基準を提供すること。
- 「ASI 認証」の付与のために、「客観的証拠」に対する独立した監査を実施できる要求事項を確立すること。
- 「アルミニウム」に対する消費者とステークホルダーの信頼を強化し促進すること。
- 金属サプライチェーンにおける責任ある製造、調達、および素材管理イニシアチブの確立および改善のための幅広い参考資料として役立つこと。

「ASI」「パフォーマンス基準」は、「ASI メンバー」が「ASI」「パフォーマンス基準」にて規定するものよりも高い基準を適用することを妨げるものではない。

C. 範囲

「ASI」 「パフォーマンス基準」は、「アルミニウム」のバリューチェーンに参加する「事業体」および「施設」が、環境、社会、およびガバナンスの持続可能性に対応するための要求事項を規定する。この「基準」では、以下に示す側面を全て対象とする。

ガバナンス

1. 「事業」の倫理性
2. 「方針」およびマネジメント
3. 透明性
4. 素材管理

環境

5. 温室効果ガス排出
6. 排出、流出、および「廃棄物」
7. 水の管理
8. 「生物多様性」および「エコシステムサービス」

社会

9. 「人権」
10. 労働者の権利
11. 「労働安全衛生」

D. ステータスおよび発効日

本書は「ASI 基準」委員会によって承認された「ASI」 「パフォーマンス基準」の第3版であり、2022年4月27日に「ASI」役員会によって「ASI 基準」として採用された。

「メンバー」は、2023年6月1日以降に実施するすべての新規または「再認証監査」において、「ASI」 「パフォーマンス基準」第3版への「適合性」を実証しなくてはならない。2022年6月1日から2023年5月31日の間に実施する「監査」においては、かかる「基準」のいずれの版を用いてもよい。

「サーベイランス監査」は、最初の「認証」時に用いた版に基づき実施する。

第2版に基づく既存の「認証」については、当初の「認証」期間中有効とするが、2023年6月1日以降に「再認証監査」を行う場合は第3版を用いなければならない。

E. 基準開発

この「基準」の開発は、正式かつ透明性の高いマルチステークホルダープロセスによって支えられてきた。 「ASI」は、この「基準」に貢献した多数の個人および組織によって提供された時間、専門知識、貴重な情報提供に対して深く感謝する。

「パフォーマンス基準」第1版は、IUCNによる調整の下にASI基準策定グループ(Standards Setting Group:SSG)によって開発され、2014年の2回にわたるパブリックコメント期間で支持され、2014年12月に発行された。

「パフォーマンス基準」第2版は、「ASI基準」委員会の下で小規模改訂として開発され、1回のパブリックコメント期間および2017年の「ASIメンバー」によるパイロットプログラムで支持された。この小規模改訂の目的は、2015年から2017年に開発された幅広いASIプログラムにパフォーマンス基準を取り込むこと、「ガイダンス」開発時およびパイロット実施時に発生した明確化の問題に対応することである。「基準」の第1版から第2版への主な変更点を以下に示す。

- ・ 「ASI」スタイルガイドに従ったレイアウト
- ・ 『はじめに』を更新
- ・ **用語集**を拡張し、定義された用語を一貫して使用
- ・ 一部の個別基準をサブセクションに分けて再構成し、監査可能性を強化
- ・ 一部の個別基準で文言および意図について軽微な明確化
- ・ この「基準」第1版が2014年末に発行された後に開発されたサポート文書およびプロセスへの参照（この「基準」に対する「ガイダンス」も含む）

本「基準」の第3版は「ASI基準」策定手順第3.2版に準拠した、正式かつ協働的なマルチステークホルダープロセスにより実施された。本「基準」の全面改訂は2017年12月の開始以降、「基準」の施行により得られたフィードバックや経験に基づき行われた。「基準」の第2版から第3版への主な変更点を以下に示す。

- ・ 構造、形式および定義用語の使用に関する一貫性の向上
- ・ 個別基準の全体的な改変
- ・ 「材料加工」または「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に従事する「事業体」への、個別基準の適用拡大

「ASI」はISEALの規範を遵守するメンバーであり、ISEAL Standard-Setting Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards（社会環境基準設定のための適正実施規範）（第6版、2014年）に従って「基準」開発を実施している。「ASI」の「基準」開発プロセスの詳細については、以下に示すウェブサイトで見ることができる。<http://aluminium-stewardship.org/standard-setting-process/activities-and-plans/>

F. 適用

「製造および加工」ならびに「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属する「ASIメンバー」は、「ASI」への加入から2年以内に、少なくとも一部の事業について、「ASI」「パフォーマンス基準」により適用される

要求事項に基づいた「認証」を受ける必要がある。これらの「メンバー」は、「パフォーマンス基準」「認証」の価値を高めるため、「加工・流通過程の管理」「認証」も受けすることが奨励されている。

個々の個別基準レベルでの適用性のより具体的な内訳は「パフォーマンス基準」ガイダンスの各章に、そして「材料加工」または「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」「施設」に対する個別基準の適用性に関する詳細は「ASI」「保証マニュアル」に掲載されている。別途指定されていない限り、個別基準はすべての「施設」に適用されることに留意されたい。「事業体」の「認証範囲」の決定に関する詳細情報については、「ASI」「保証マニュアル」を参照されたい。

この「基準」は関心を持つ全てのユーザーが自由に利用できる。ただし、「ASI 認証」については、「ASI 認定監査人」による「適合性」の検証に基づいて、「ASI メンバー」または「ASI メンバー」の「管理」下にある「事業体」に対してのみ与えられるものである。

G. 「認証」

「ASI」「パフォーマンス基準」は、「ASI 認定監査人」が、「ASI 認証」を与える目的で「事業体」の「適合性」を検証する際に利用するために策定されたものである。

「事業体」の「認証範囲」は、「認証」を求める「事業体」によって定義される。「ASI 認証」のステップは、「ASI」「保証マニュアル」に記載されている。その概要を以下に示す。

- 「ASI 認定監査人」による「認証監査」については、「事業体」が準備を整えたうえでこれを要請する。
- 「監査人」は、「認証監査」において、「事業体」がパフォーマンス基準に適合したシステムを実施していることを検証する。「不適合」が発見されると、「事業体」はそれに対応するよう指示される。
- 「監査報告書」に基づいて、「ASI」は最大3年間有効な「認証」を発行することができる。「ASI」は、全ての「監査報告書」に対する完全性と明確性の「監督」を行い、必要があれば、「認証」を発行する前に「監査人」に確認する。
- 「事業体」の「全般的成熟度評価」および「認証」の種類（すなわち本認証か暫定認証か）によっては、12～24カ月以内に「認証された」「事業体」に対する「サーベイランス監査」を実施して、システムが有効に機能していることを検証することがある。
- 「認証監査」中に発見された軽微な不適合により必要となった是正処置の実施は、遅くとも「サーベイランス監査」の前までに開始しておかなければならない。
- 3年の「認証期間」が経過した後、「認証」を更新するためには、「再認証監査」が必要である。さらに、「認証された」「事業体」の「全般的成熟度評価」によっては、その後12～24カ月以内に「サーベイランス監査」が再度実施される。

H. サポート文書

以下に示す文書は、「ASI」「パフォーマンス基準」の施行に役立つサポート情報を提供するものである。

- 「ASI」「パフォーマンス基準」－「基準」ガイダンス
- 「ASI」「保証マニュアル」
- 「ASI」表示ガイド
- 「ASI」用語集

「ASI」の保証プラットフォーム、「elementAI」は、「メンバー」および「監査人」が文書にアクセスし、認証プロセスを円滑化できるポータルを提供するために用意されたものである。

I. レビュー

「ASI」は、この「基準」について、発行から 5 年後となる 2027 年までに、または必要があればそれ以前に、正式なレビューに着手する。関係者はいつでも改訂または明確化の提案を提出することができる。「ASI」はこうした提案を記録し、次のレビュープロセスにおいて検討する。「ASI」は、これらの「基準」の適切性および達成可能性を確保するために、ステークホルダーおよび「メンバー」とともに継続的に業務を遂行する。

J. 影響の測定

「ASI」監視および評価（Monitoring and Evaluation (M&E)）プログラムは、「ASI 認証」の影響を評価するために策定されたものである。影響とは、この「基準」が対処しようとしている、持続可能性の分野における長期的な変化で、これを理解し実証することは、基準プログラムを成功させるうえでは欠かせない。「ASI」の M&E プログラムは、短期的および中期的な変化を測定することにより、その長期的な影響への寄与を理解し、また、「ASI」認証プログラムの経時的な改善方法を確認するものである。

このプログラムの施行にあたっては、「ASI」は、ISEAL Code of Good Practice for Assessing the Impacts of Social and Environmental Standards（社会環境基準設定のための適正実施規範）（第 2 版、2014 年）に準拠している。「ASI」は、営業上の機微情報を扱う場合は、「ASI」の反トラスト「遵守」「方針」および秘密保持「方針」に拘束される。これらの方針は、[「ASI」のウェブサイト](#)にて閲覧可能である。

K. この「基準」の読み方

以下の事項に注意されたい。

- 「ASI」「パフォーマンス基準」は、II の「原則」があり、3 つのパート（「ガバナンス」、「環境」、「社会」）にまとめられている。
- 斜体の文字は、各セクションの「原則」を示しているが、規範となるものではない。
- 監査対象となる個別基準には、各「原則」の中で番号が付けられている（例えば『I.1』）。
- 日本語版においてカギカッコで囲んだ一般的用語および頭字語（例えば「事業体」）は、「ASI」用語集で定義されている。

3 つのパート、II の「原則」は以下に示すようにグループ分けされている。

ガバナンス

環境

社会

1. 「事業」の倫理性

5. 温室効果ガス排出

9. 「人権」

2。「方針」およびマネジメント

6。排出、流出、廃棄

10。労働者の権利

3。透明性

7。水の管理

11。「労働安全衛生」

4。素材管理

8。「生物多様性」および
「エコシステムサービス」

ASI パフォーマンス基準

A. ガバナンス（「原則」1~4）

1. 「事業」の倫理性

原則：「事業体」は、高いレベルの倫理性と「遵守」精神をもってその「事業」を遂行しなければならない。

- 1.1 法令「遵守」。「事業体」は、「適用法」を確実に「遵守」し、その意識を維持するシステムを施行しなければならない。また、「慣習法」の関連する側面を理解し、それに適合するよう努めなければならない。この両者の間に矛盾抵触がある場合、「事業体」は「適用法」を優先するものとする。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 1.2 「不正行為」防止。「事業体」は、「適用法」および一般的な国際標準に従って、「強要」や「贈収賄」など、あらゆる形態の「不正行為」に反対しなければならない。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 1.3 行動規範。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- 環境、社会、およびガバナンスのパフォーマンスに関する原則を含む「行動規範」または同様の文書を施行する。
- 最新の「行動規範」または同様の文書を公開する。
- 少なくとも5年ごとに「行動規範」をレビューする。
- 環境、社会、およびガバナンスに関する「重大な」リスクを変えるような変更が「事業」において生じたとき、「行動規範」をレビューする。
- 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「行動規範」をレビューする。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

2. 「方針」およびマネジメント

原則：「事業体」は、環境、社会、およびガバナンスのプロセスの健全なマネジメントに尽力しなければならない。

- 2.1 環境、社会、およびガバナンスの「方針」。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- この「基準」に示された環境、社会、およびガバナンスに関する慣行と整合性のある、総合的または単独の「方針」を施行する。
- シニアマネジメントが「方針」を承認し、リソースの提供を通じて支援する。
- 少なくとも5年ごとに「方針」をレビューする。
- 環境、社会、およびガバナンスに関する「重大な」リスクを変えるような変更が「事業」において生じたとき、「方針」をレビューする。

- e. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「方針」をレビューする。
- f. 組織内に向けて、また、必要に応じて組織外に「方針」を知らせる。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

2.2 リーダーシップ。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 個別基準 2.1a によって「方針」を施行する責任者として、少なくとも 1 名の上位の「マネジメント代表者」を任命する。
- b. 個別基準 2.1f によって「方針」を伝達する責任者として、少なくとも 1 名の上位の「マネジメント代表者」を任命する。
- c. 「ASI」「パフォーマンス基準」全体にわたって求められる「マネジメントシステム」の構築、施行、維持、改善に必要なリソースを提供する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

2.3 環境および社会のマネジメントシステム。 「事業体」は、以下に示す項目について、総合的または個別に施行しなければならない。

- a. 環境「マネジメントシステム」
- b. 社会「マネジメントシステム」

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

2.4 責任ある調達。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 環境、社会、ガバナンスの問題を対象とし、この「基準」の「原則」と整合性のある、責任ある調達「方針」を施行する。
- b. 責任ある調達「方針」の最新版を公開する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに責任ある調達「方針」をレビューする。
- d. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、責任ある調達「方針」をレビューする。
- e. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、責任ある調達「方針」をレビューする。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

2.5 環境および社会の「影響評価」。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「新たなプロジェクト」に対して、または既存「施設」での「重大な変更」に対して、環境および社会の「影響評価」を実施する。
- b. 「影響評価」では、「過去のアルミニウム事業」によって「ベースライン状態」がどのような影響を受けたかを確実に検討する。
- c. 特定された何らかの「重大な」影響を防止し、軽減し、必要があれば修復するための、環境および社会の影響マネジメント計画を実行する。
- d. 少なくとも 5 年ごとに、環境および社会の影響マネジメント計画をレビューする。

- e. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わらるような変化が「事業」に発生したとき、環境および社会の影響マネジメント計画をレビューする。
- f. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、環境および社会の影響マネジメント計画をレビューする。
- g. 環境および社会の「影響評価」および最新版の環境および社会の影響マネジメント計画を公開する。

適用：

この個別基準は、「新たなプロジェクト」のあるすべての「施設」または「重大な変更」のある既存「施設」に適用される。

2.6 「人権」「影響評価」。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「新たなプロジェクト」に対して、または既存「施設」での「重大な変更」に対して、「人権」「影響評価」（ジェンダー分析を含む）を実施する。
- b. 「人権」「影響評価」では、「過去のアルミニウム事業」によって「ベースライン状態」がどのような影響を受けたかを確実に検討する。
- c. 「人権」「影響評価」には、「先住民」の権利の評価を必ず含めるようにする。
- d. 特定された何らかの「重大な」影響を防止し、軽減し、必要があれば修復するための、ジェンダーに配慮した「人権」影響マネジメント計画を施行する。
- e. 少なくとも5年ごとに、「人権」影響マネジメント計画をレビューする。
- f. 「重大な」「人権」のリスクが変わらるような変化が「事業」に発生したとき、「人権」影響マネジメント計画をレビューする。
- g. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「人権」影響マネジメント計画をレビューする。
- h. 「人権」「影響評価」および最新版の「人権」影響マネジメント計画を公開する。この際、「影響を受ける人や組織」に対して、または営業上の守秘義務に関する法的要件に対しリスクが発生しないように十分考慮する。

適用：

この個別基準は、「新たなプロジェクト」のあるすべての「施設」または「重大な変更」のある既存「施設」に適用される。

個別基準2.6 (c) は、「先住民」またはその土地、領土、資源の存在が確認されている場合に適用される。

2.7 緊急事態対応計画。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「労働者」、「影響を受ける人や組織」、関連機関と協働して、サイトごとに緊急事態対応計画を施行する。
- b. 少なくとも5年ごとに緊急事態対応計画をレビューする。
- c. 緊急事態のリスクの性質または規模が変わらるような変化が「事業」に発生したとき、緊急事態対応計画をレビューする。
- d. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、緊急事態対応計画をレビューする。
- e. 緊急事態対応計画を実行すべき状況が発生しない場合には、計画を試行する。
- f. 緊急事態対応計画の最新版を公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

2.8 業務の中止。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 管理の及ばない要因により、業務を中断または大幅に変更せざるを得ない状況に対処するための「事業」復旧計画を策定する。その際、社会、環境、およびガバナンスの「重大な」悪影響を考慮する。
- b. 少なくとも 5 年ごとに「事業」復旧計画をレビューする。
- c. 環境、社会、ガバナンスのリスクの性質または規模が変わらるような変化が「事業」に発生したとき、「事業」復旧計画をレビューする。
- d. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「事業」復旧計画をレビューする。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

2.9 合併および買収。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 合併および買収に対する「デューディリジェンス」のプロセスにおいては、「過去のアルミニウム事業」に関するものを含めて、この「基準」に関する環境、社会、ガバナンスの慣行をレビューする。
- b. 合併または買収の後：
 - I. 「過去のアルミニウム事業」による「重大な」環境、社会、ガバナンスの影響に関する情報を「影響を受ける人や組織」と共有する。
 - II. 「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、「過去のアルミニウム事業」による「重大な」環境、社会、ガバナンスの影響を軽減するための計画を施行する。
 - III. 1年に1回、「影響を受ける人や組織」と、影響を軽減する計画の進捗状況を共有する。

適用 :

個別基準 2.9 (b) は、合併後または買収後の「施設」に適用される。

2.10 閉鎖、廃止措置、および売却。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 閉鎖、廃止措置、および売却のための計画プロセスにおいて、この「基準」に関する環境、社会、およびガバナンスの慣行をレビューする。
- b. 「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、閉鎖、廃止措置、および売却に関する「過去からの影響」を含む、「重大な」環境、社会、ガバナンスの影響を監視する計画を施行する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

3. 透明性

原則：「事業体」は、国際的に認められた報告「基準」に従って透明性を確保しなければならない。

3.1 持続可能性報告書。 「事業体」は、以下のものを公開しなければならない。

- a. 環境、社会、経済の影響に対するガバナンスのアプローチ。
- b. この「基準」の「原則」に関する「重大な」環境、社会、経済の影響。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

3.2 違反および法的責任。 「事業体」は、毎年、「適用法」を遵守しなかったことによる「重大な」罰金、判決、刑罰、および非金銭的制裁に関する情報を公開しなければならない。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

3.3 政府への支払い。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 政府（政党を含む）への支払を行う、または代理人に支払わせるのは、法令または契約に基づく場合のみとする。
- b. 既存の監査および保証システムに基づいて、政府への支払を公開する。
- c. 毎年、または既存の監査および保証システムに基づいて、直接か仲介者経由かを問わず、金銭および物品による政治献金の額を公開する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

3.4 「ステークホルダー」による苦情、抗議、および情報請求。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 以下の条件を満たす「苦情解決制度」を施行する。
 - I. 合法である
 - II. 容易に利用できる
 - III. 予測可能である
 - IV. 公平である
 - V. 透明性がある
 - VI. 権利と両立する
 - VII. 繙続的学习の情報源となる
 - VIII. 参加と対話に基づく
 - IX. 「影響を受ける人や組織」による、事業に関する苦情、抗議、情報請求への対応に適する
- b. 「苦情解決制度」を「影響を受ける人や組織」と共有する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに「苦情解決制度」をレビューする
- d. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「苦情解決制度」をレビューする。
- e. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「苦情解決制度」をレビューする。
- f. 「苦情解決制度」の最新版を公開する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

4. 素材管理

原則：「事業体」は、その事業の中で、さらにはバリューチェーンの中で、ライフサイクルの視点を持ち、資源の効率化、「アルミニウム」の収集およびリサイクルを推進することに尽力しなければならない。

4.1 環境ライフサイクルアセスメント。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「アルミニウム」を考慮した、または使用した重要な「製品」ラインについて、ライフサイクルの影響を評価する。
- b. 顧客の要求がある場合、「アルミニウム」（を含有する）製品に関する、適切なゆりかごからゲートまで（原料入荷から製品出荷まで）の「ライフサイクルアセスメント」（LCA）情報を提供する。
- c. 「LCA」に関するあらゆる広報は、「LCA」情報に対する公開アクセス、およびその基礎となる前提条件、たとえばシステム境界などを確実に含むようにする。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 4.2 「製品」設計。「事業体」は、「循環型経済」を拡大するために、「製品」または最終「製品」の部品の設計および開発プロセスに、明確な持続可能性の目標を取り入れなければならない。

適用 :

この個別基準は、「半製品化」、「材料加工」および「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に適用される。

- 4.3 「アルミニウム加工スクラップ」。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- その事業において「アルミニウム加工スクラップ」の発生を最小化する。発生する場合には、スクラップの100%を収集、リサイクル、または再利用することを目指す。
- リサイクルには「アルミニウム」合金およびグレードを分別する。

適用 :

この個別基準は、「アルミニウム製錬」、「アルミニウム再溶解／精製」、鋳造、「半製品化」、「材料加工」および「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に適用される。

- 4.4 「寿命終了時」の「製品」「回収」およびリサイクル。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

「材料加工」または「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に従事する場合、

- 具体的なタイムライン、活動、および目標を含む、リサイクル戦略を実行する。
- 少なくとも5年ごとにリサイクル戦略をレビューする。
- リサイクル戦略の最新版を公開する。

「アルミニウム再溶解／精製」、「鋳造工場」、「半製品化」、「材料加工」または「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に従事する場合、

- 地元の、地域の、または全国的な回収およびリサイクルシステムに参加して正確な測定を支援し、また、それぞれの市場において「アルミニウム」を含有する自社「製品」のリサイクル率を上昇させる活動に参加する。

適用 :

4.4 (a)、(b)、(c)は、「材料加工」および「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に適用される。

4.4 (d)は、「アルミニウム再溶解／精製」、鋳造、「半製品化」、「材料加工」および「アルミニウムを含有する製品のその他の製造または販売」に適用される。

B. 環境（「原則」5～8）

5. 温室効果ガス排出

原則：気候変動に関する国際連合枠組条約の下で確立した最終的な目標を認識して、「事業体」は、地球全体の気候に対する影響を緩和するために、ライフサイクルの観点から「温室効果ガス（「GHG」）」排出を減少させることに尽力しなければならない。

- 5.1 「GHG」排出およびエネルギー利用の開示。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- 「重大な」場合、毎年、排出源別にエネルギー利用および「GHG」排出について説明し、公開する。

- b. すべてのエネルギーおよび「GHG」排出データは、公開前に必ず、独立した検証を行う。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

5.2 「アルミニウム製錬」業者の「GHG」排出原単位。

「事業体」が「アルミニウム製錬」に従事する場合であって、

- a. 「アルミニウム製錬」業者が 2020 年よりも後に稼働を開始した場合、「事業体」は、「製錬時排出量」原単位の平均値が、鋳造「アルミニウム」1 トン当たり CO₂ 換算 11.0 トン未満 (t CO₂e/t Al) であることを証明しなければならない。
- b. 「アルミニウム製錬」業者が 2020 年まで（同年を含む）に稼働している場合、「事業体」は「製錬時排出量」原単位が次に示すものであることを証明しなければならない。
 - i. 11.0 t CO₂e/t Al 未満である。

または

- ii. 過去 3 回の報告期間のうちに最小 10%削減されており、かつ「事業体」が、「製錬時排出量」原単位を以下の数値にすることを保証した「GHG」排出削減計画を策定している。
 - a. 2025 年末までに 13.0t CO₂e/t Al 未満、かつ
 - b. 2030 年末までに 11.0t CO₂e/t Al 未満。

適用 :

この個別基準は、すべての「アルミニウム製錬」業者に適用される。

5.3 「GHG 排出削減計画」 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「GHG 排出削減計画」を策定し、必要な場合には「ASI」が推奨する方法を使って、「GHG 排出削減戦略」が確実に 1.5°C 温暖化シナリオに合致するようにする。
- b. 「GHG 排出削減戦略」が、5 年以内の期間を対象とする以下の内容の「中間目標」を確実に含むようになる。
 - i. すべての「直接 GHG 排出」および「間接 GHG 排出」に対応している。
 - ii. 利用可能であれば、「ASI」が認めた「科学的根拠に基づくアプローチ」を使って策定されている。
 - iii. 公開されている。
- c. 「GHG 排出削減計画」を毎年レビューする。
- d. ベースラインまたは目標を変えるような変化が「事業」に発生したとき、「GHG 排出削減戦略」をレビューする。
- e. 以下の項目を公開する。
 - i. 「GHG 排出削減戦略」の最新版。
 - ii. 「GHG 排出削減計画」の最新版。
 - iii. 「GHG 排出削減計画」に対する毎年の進捗状況。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

5.4 「GHG」排出マネジメント。「事業体」は、必要とされる「マネジメントシステム」、評価手続、ならびに「GHG 排出削減計画」および個別基準 5.3 で策定された目標に整合する実績を達成するための事業管理を施行しなければならない。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

6. 排出、流出、廃棄

原則：「事業体」は、人間の健康および安全への悪影響の可能性または環境への悪影響の可能性がある排出および流出を最小化し、また、「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」に従って「廃棄物」を管理しなければならない。

6.1 「大気への排出」。

「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 毎年、その活動によって発生する（可能な場合には「影響範囲」内で発生する）「重大な」「大気への排出」を定量化し、公開する。
- b. 「大気への排出」への曝露および「大気への排出」による影響を最小化する計画を実行する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに計画をレビューする。
- d. 社内または社外で義務づけられた限度を超える排出事象が発生したとき、計画をレビューする。
- e. 「大気への排出」による「重大な」リスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
- f. 計画の最新版を公開する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

6.2 水への放出。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 每年、その活動によって発生する（可能な場合には「影響範囲」内で発生する）「重大な」「水への放出」を定量化し、公開する。
- b. 「水への放出」への曝露および「水への放出」による影響を最小化する計画を実行する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに計画をレビューする。
- d. 社内または社外で義務づけられた限度を超える放出事象が発生したとき、計画をレビューする。
- e. 「水への放出」による「重大な」リスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
- f. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、計画をレビューする。
- g. 計画の最新版を公開する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

6.3 「流出および漏洩」の評価およびマネジメント。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「流出および漏洩」によって大気、水、または土壌が汚染される恐れのある、事業の主要リスク領域について評価を実施する。
- b. 「流出および漏洩」を防止、検出、修復するためのマネジメント計画（コンプライアンス管理および監視プログラムを含む）を施行する。
- c. 少なくとも 5 年ごとに計画をレビューする。
- d. 「流出および漏洩」の事象が発生したとき、計画をレビューする。
- e. 「流出および漏洩」のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
- f. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、計画をレビューする。
- g. マネジメント計画の最新版を公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

6.4 「流出および漏洩」の公開。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 事故後できるだけ早期に、「影響を受ける人や組織」に対して、「重大な」「流出および漏洩」の量、種類、影響の可能性を開示する。
- b. 毎年、「重大な」「流出および漏洩」の「影響評価」、根本原因、修復行動を公開する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

6.5 「廃棄物」のマネジメントおよび報告。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「事業体」の活動によって「事業体」から発生する（可能な場合には「影響範囲」内で発生する）「有害廃棄物」および「非有害廃棄物」の量、ならびに関連する「廃棄物」処分方法について、毎年、定量化し公開する。
- b. (a) の「廃棄物」による人間の安寧および環境に対する「重大な」影響を評価する。
- c. 「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」に従って策定された「廃棄物」マネジメント戦略を施行する。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

6.6 ボーキサイト残渣。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「ボーキサイト残渣」を水環境に放出しない。
- b. 「ボーキサイト残渣」の貯蔵または再利用に関するグッドプラクティス技術を優先して、「ボーキサイト残渣」貯水池撤去のためのタイムラインおよびロードマップを策定する。2020 年以降に稼働を開始するすべての「アルミナ精製」「施設」は、「ボーキサイト残渣」の貯蔵または再利用に関するグッドプラクティス技術のみを使用しなければならない。
- c. 「ボーキサイト残渣」および浸出液の環境への放出を効果的に防止できる方法により「ボーキサイト残渣」貯蔵領域を設置する。
- d. 「ボーキサイト残渣」貯蔵領域の完全性を確保するために、定期的に確認および管理（第三者により実施されるものを含む）を実施する。
- e. 「ボーキサイト残渣」貯蔵領域からの水の放出による影響を評価し、環境に対する現実のまたは潜在的な悪影響を軽減する。
- f. 環境への影響を最小化するために、「ボーキサイト残渣」貯蔵領域からの水の放出を管理し中和する。
- g. 「アルミナ精製」「施設」の閉鎖後には、「ボーキサイト残渣」貯蔵領域を修復して、将来の環境汚染のリスクを十分に軽減できる状態にする。

適用 :

この個別基準はすべての「アルミナ精製」業者に適用される。

- 6.7 「使用済みポットライニング」 (SPL)。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。
- 「SPL」または浸出液の環境への放出を防止できるように「SPL」を貯蔵および管理する。
 - 「SPL」から炭素および耐火材料を回収およびリサイクルするためのプロセスを最適化する。
 - 環境に悪影響を及ぼす可能性がある場所に未処理「SPL」を埋め立て処分しない。
 - 処理済みの「SPL」または貯蔵されている「SPL」の埋め立て処分に代わる選択肢について、少なくとも1年ごとにレビューする。
 - 「SPL」を淡水および汽水環境に放出しない。
 - 「SPL」を海洋環境に放出しない。

適用 :

この個別基準は、すべての「アルミニウム製鍊」業者に適用される。

- 6.8 ドロス。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。
- 「ドロス」および浸出液の環境への放出を防止できるように「ドロス」を貯蔵および管理する。
 - 「ドロス」および「ドロス」残留物の処理によって「アルミニウム」の回収を最大化する。
 - 処理済み「ドロス」残留物のリサイクルを最大化する。
 - 「ドロス」残留物の埋め立て処分に代わる選択肢について、少なくとも年1回レビューする。

適用 :

この個別基準は、すべての「アルミニウム再溶解／精製」業者および「鋳造工場」に適用される。

7. 水の管理

原則：「事業体」は、共有水資源管理を支援するために、責任ある水の取り入れ、利用、および管理を行わなければならない。

- 7.1 水の評価および開示。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。
- 毎年、水源と種類ごとに、取水および利用場所を特定し、文書化して公開する。
 - 毎年、「事業体」の「影響範囲」にある「水流域」での水に関連するリスクについて評価を実施し、「重大な」場合には公開する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

7.2 水のマネジメント。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- 個別基準7.1で特定した「重大な」リスクに対処するための、期限を定めた流域視点の目標を備えた水マネジメント計画を、「影響を受ける人や組織」と協力して策定し、施行する。
- 少なくとも5年ごとに計画をレビューする。
- 「重大な」水関連のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
- 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、計画をレビューする。
- マネジメント計画の最新版を公開する。

適用 :

7.1b で特定したリスクが、低リスクと評価および記録された場合、この個別基準は「非該当」とする。

8. 「生物多様性」および「エコシステムサービス」

原則：「事業体」は、エコシステム、生息地、および種を保護するために、「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」に従って、生物多様性、および「エコシステムサービス」の影響を管理しなければならない。

8.1 「生物多様性」および「エコシステムサービス」のリスクおよび「影響評価」。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「事業体」の「影響範囲」内の土地利用および活動で発生する「生物多様性」および「エコシステムサービス」に対するリスクおよび潜在的な影響を評価する。
- b. 「事業体」が「エコシステムサービス」に影響を与える場合、または与えるおそれがある場合、「影響を受ける人や組織」に関係のある「優先エコシステムサービス」を特定するために、「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、体系的なレビューを実施する。

適用：

8.1 (a) で特定したリスクおよび潜在的な影響が、低リスクと評価および記録された場合、個別基準 8.1 (b) は「非該当」とする。

8.2 「生物多様性」マネジメント。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 個別基準 8.1 で特定された、「生物多様性」および「エコシステムサービス」に対する「重大な」リスクおよび影響に対応するための期限を定めた目標を含む「生物多様性行動計画」を施行し、その有効性を監視する。
- b. 「生物多様性行動計画」は、必ず、「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」に基づき、ノーネットロスを達成するという目標を含めて、「適格スペシャリスト」が立案する。
- c. 「生物多様性行動計画」は、必ず、「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て策定する。
- d. 少なくとも 5 年ごとに「生物多様性行動計画」および関連する目標をレビューする。
- e. 「重大な」「生物多様性」のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、または、アセスメントによりリスクの変化が示されたとき、「生物多様性行動計画」および関連する目標をレビューする。
- f. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「生物多様性行動計画」および関連する目標をレビューする。
- g. 「生物多様性行動計画」および関連する目標の最新版を公開し、「影響を受ける人や組織」と共有する。

適用：

8.1 (a) で特定したリスクおよび潜在的な影響が、低リスクと評価および記録された場合、この個別基準は「非該当」とする。

8.3 「優先エコシステムサービス」のマネジメント。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「事業体」が「優先エコシステムサービス」に依存している場合、業務における資源の効率を向上する手段を実施する。

個別基準 8.1 により「影響を受ける人や組織」に関係のある「優先エコシステムサービス」が特定された場合、かつ、影響の発生源が以下の状況である場合：

- b. 「事業体」の直接の「管理」下にある場合、「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」を使って、当該「エコシステムサービス」の価値および機能ならびにアクセスを維持する。

- c. 「事業体」の直接の「管理」下にない場合、他の関係者と協力して、または他の関係者の影響範囲内で、「優先エコシステムサービス」への影響を軽減する。

適用 :

8.1 (b) で「優先エコシステムサービス」が特定されない場合、この個別基準は「非該当」とする。

- 8.4 外来種。** 「事業体」は、「生物多様性」および「エコシステムサービス」に「重大な」悪影響を及ぼす可能性のある「外来種」を偶然に、または故意に持ち込むことを未然に防止しなければならない。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 8.5 「世界遺産」に影響を与えないための取り組み。** 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- 「世界遺産」における「新たなプロジェクト」の調査や立案を行わない、また、「世界遺産」での「重大な変更」を行わない。
- 「世界遺産」における既存の事業および「世界遺産」に隣接する既存または将来の事業が、これらの資産が選定された理由である世界的にすぐれた価値と対立せず、これらの資産の完全性をリスクにさらさないことを確保するために、あらゆる可能な措置を講じる。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 8.6 「保護地域」** 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- 「影響範囲」内にある「保護地域」を特定する。
- 「保護地域」に由来する規則、契約、法的要件を遵守する。
- 関連する「保護地域」の管理当局と協力して、可能であれば「影響を受ける人や組織」の参加を得て、管理計画を策定し、それを施行することにより、保護または「先住民」の宣言のために指定された、8.6a で特定された地域の特別な価値の完全性に、「事業体」の活動および「施設」が悪影響を与えないように徹底する。
- 「影響を受ける人や組織」が利用可能かつ理解できる方法で、管理計画を公開する。

「ボーキサイト採掘」に従事する場合。

- 以下に示す除外条件が満たされていなければ、8.6a で特定された「保護地域」において調査または採掘しない。
 - 「保護地域」の存在、それに対する影響、その価値について、外部の「適格スペシャリスト」による独立した第三者評価を実施し、それを「影響を受ける人や組織」と共有し、公開するとともに、必要に応じて更新する。
 - 「事業体」は、「保護地域」内で「ボーキサイト採掘」を実施する際に、特に環境保護について「ASI 基準」に従うこと、また、外部の「適格スペシャリスト」によって示された推奨事項に従うことを確約する。
 - 「先住民」が存在する場合、彼らの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得る。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

- 8.7 「鉱山リハビリテーション」。** 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画を施行し維持する。
- b. 少なくとも 5 年ごとに「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画をレビューする。
- c. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画をレビューする。
- d. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画をレビューする。
- e. 「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画は、必ず、「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、「適格スペシャリスト」の立案により策定する。
- f. 「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画の最新版を公開する。
- g. できるだけ早期に、「ボーキサイト採掘」活動により阻害または占有された環境のリハビリテーションを順次実施する。
- h. リハビリテーションおよび鉱山閉鎖の要求事項に適合する十分なリソースを利用できるようにするための資金を用意すること。
- i. 「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画の実施および効果に関する、データに基づく年次報告を公開し、「影響を受ける人や組織」と共有する。

適用 :

この個別基準は「ボーキサイト採掘」「施設」に適用される。

C. 社会（「原則」9~11）

9. 「人権」

原則：「事業体」は、その事業によって影響を受ける個人および集団の「人権」を尊重し、支援しなければならない。「事業体」は、「人権」に対する悪影響を及ぼす可能性について、「人権」に関する国際文書と整合性のある方法で、評価、防止、および是正するために適切な行動をとらなければならない。

- 9.1 「人権デューディリジェンス」。「事業体」は、「人権」を尊重し、その規模および状況に適した方法で、国連の「事業」と「人権」に関する指導「原則」を遵守しなければならない。最低限の事項を以下に示す。
- a. 以下の項目を取り入れた、「人権」尊重に関するジェンダー平等を志向する「方針」公約
 - i. 少なくとも 5 年ごとに「方針」公約をレビューする。
 - ii. 「重大な」「人権」関連のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「方針」公約をレビューする。
 - iii. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「方針」公約をレビューする。
 - iv. 「方針」公約の最新版を公開する。
 - b. 「影響を受ける人や組織」と「協議」し、可能であれば彼らの参加を得て策定した「ジェンダー平等を志向する」「人権デューディリジェンス」プロセス。これは、「人権」に対する現実の影響および潜在的な影響（「事業体」自体の操業による、および「事業」上の関係を通じて提供した製品またはサービスによる「重大な」「過去からの影響」を含む）について、特定、防止、軽減するよう努力し、また、対応方法を説明するものであり、以下の項目を取り入れる。
 - i. 少なくとも 5 年ごとに、「人権デューディリジェンス」プロセスをレビューする。
 - ii. 「重大な」「人権」のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「人権デューディリジェンス」プロセスをレビューする。
 - iii. 管理のギャップについて何らかの兆候があるとき、「人権デューディリジェンス」プロセスをレビューする。

- c. 「影響を受ける人や組織」が以下の状況にあることを確認するために、「影響を受ける人や組織」のマッピングを行う。
 - i. 「事業体」の要請を受けている。
 - ii. 操業活動について、および「人権」に対する重大な影響の可能性についての「協議」を受けており、操業の「苦情解決制度」について通知されている。
- d. 「デューディリジェンス」または苦情を通じて、「事業体」が「人権」に対する悪影響を発生させたこと、または発生に寄与したことを認識した場合には、合法的なプロセスを通じて、その是正措置を提供し、または是正に協力しなければならない。

適用 :

「先住民」が関与する場合には、FPIC（個別基準 9.4）が適用されることがある。

9.2 ジェンダー公正および女性のエンパワーメント。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 以下の項目について、ジェンダー公正および女性のエンパワーメントを促進するプログラムを実施する。
 - i. 雇用慣行
 - ii. 訓練の機会
 - iii. 受注者の決定
 - iv. 関与のプロセス
 - v. 管理活動

そして、少なくとも、専門能力の開発に対する障壁、「差別」、「暴力およびハラスメント」に対処する。
- b. 少なくとも 5 年ごとにプログラムをレビューする。
- c. 「重大な」ジェンダー公正のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、プログラムをレビューする。
- d. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、プログラムをレビューする。
- e. ジェンダー公正を促進する手段の有効性について、毎年、公開する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

9.3 先住民。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「ILO 条約」第 169 号（原住民及び種族民条約）および先住民族の権利に関する国連宣言などの国際標準に従って、先住民の権利および利益の尊重を確保するための「方針」およびプロセスを施行する。
- b. 国家による承認に基づくのではなく、言語、社会、ガバナンス、資源に関連した特性に基づいて「先住民」を特定するプロセスを策定し、文書化する。
- c. ステークホルダーによる有意義な参加を含む、エビデンスに基づく分析を通じたプロセスを実施する社内処理能力（人員、リソース）を実証する。
- d. 少なくとも 5 年ごとに「方針」およびプロセスをレビューする。
- e. 「先住民」の権利および利益のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「方針」およびプロセスをレビューする。
- f. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「方針」およびプロセスをレビューする。
- g. 「方針」およびプロセスの最新版を公開する。
- h. 先住民コミュニティを、法的な指定によるのではなく、文化的特性に基づいてマッピングする社内処理能力、および有意義に関与する社内処理能力を実証する。
- i. 「先住民」に対して、適切な時期に利用可能かつ理解可能な方法で、彼らの関与を含めて、関連する「ASI」「パフォーマンス基準」の要求事項および「ASI」「認証監査」プロセスを通知する。

適用 :

この個別基準は、ステークホルダーによる有意義な参加に基づく評価プロセスを通じて、「先住民」またはその土地、領地、資源の存在が確認されているすべての「施設」に適用される。

9.4 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（「FPIC」）。以下のように、「事業体」は、「先住民」の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」（「FPIC」）を得るために、彼らの代表機関を通じて誠意をもって「協議」し、協力しなければならない。

- a. 「新たなプロジェクト」または既存プロジェクトの「重大な変更」によって、「事業体」の「影響範囲」内の関連する土地に住み、文化的に関係がある「先住民」に「重大な」影響を及ぼす恐れがある場合（特に鉱物、水、エネルギー、またはその他の資源の開発、利用、または採掘に関連して、彼らの土地または領地、およびその他の資源に影響を及ぼすあらゆるプロジェクトを承認する前に実施する）。
- b. 「ボーキサイト採掘」に従事する場合。
 - i. 特に鉱物、水、またはその他の資源の開発、利用、または採掘に関連して、彼らの土地または領地、およびその他の資源に影響を及ぼす操業の新しい段階を開始する前に実施する。
 - ii. 特に鉱物、水、またはその他の資源の開発、利用、または採掘に関連して、彼らの土地または領地、およびその他の資源に影響を及ぼす既存の「鉱山リハビリテーション」および閉鎖計画を変更する前に実施する。
- c. 9.4a および b で「FPIC」が必要となる場合、その同意は「先住民」コミュニティによって支持されていることを立証する。

適用 :

2022 年よりも前に開始した「新たなプロジェクト」および「重大な変更」については、この個別基準は、「事業体」の「ASI」加入後に開始したプロジェクトにのみ適用される。

2022 年 1 月 1 日以後に開始した「新たなプロジェクト」および「重大な変更」については、この個別基準は、すべてのプロジェクトに適用される。

個別基準 9.4 (a) は、すべての「施設」に適用される。

個別基準 9.4 (b) は、すべてのボーキサイト鉱山に適用される。

個別基準 9.4 (c) は、9.4 (a) または 9.4 (b) のいずれかが適用される場合に適用される。

9.5 文化的および宗教的遺産。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、「事業体」の「影響範囲」にある宗教的または文化的遺産の場所および価値を特定し、影響の回避または修復のために、および当該場所または価値にアクセスする権利を引き続き確保するために、適切な行動をとらなければならない。
- b. プロジェクトが、「先住民」のアイデンティティに不可欠な、歴史的、宗教的、または文化的遺産に重大な影響を与える恐れがある場合、そのような影響の回避を優先するものとする。影響を回避できない場合、「事業体」は「先住民」から、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」を得なければならない。

適用 :

個別基準 9.5 (b) は、「先住民」またはその土地、領地、資源の存在が確認されているすべての「施設」に適用される。

9.6 移動。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. プロジェクト策定にあたっては、環境的、社会的、財務的な費用と便益のバランスを取り、さらに、女性を含む貧困層および「弱者またはリスクにさらされている」人々に対する影響に特に注意しながら、物理的または経済的な移動を回避または最小化するための実現可能な代替案を検討する。
物理的または経済的な移動が回避できない場合、「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。
- b. 「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て、少なくとも、以下に対応する「再定住行動計画」を策定する。
 - i. 「IFC」「パフォーマンス基準」5（用地取得および非自発的住民移転）で適用される要求事項
 - ii. 影響を受ける人の数にかかわらず「適用法」を遵守
 - iii. 移動以前と同等またはそれを上回る生活環境および収入稼得手段
- c. 少なくとも5年ごとに「再定住行動計画」をレビューする
- d. 計画を策定した状況に「重大な」変化をもたらすような変更が「事業」に発生したとき、「再定住行動計画」をレビューする。
- e. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「再定住行動計画」をレビューする。
- f. 影響を受ける人の数を含む「再定住行動計画」の最新版を公開する。
- g. 計画の実施期間中は毎年、または「再定住行動計画」からの逸脱が発生したとき、「再定住行動計画」の進捗状況を「影響を受ける人や組織」と共有する。
- h. 移動に「先住民」が関与する場合には、「先住民」の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」を得る。
- i. 該当する場合には、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」および同意が得られたか否かを公開する。

適用：

2022年よりも前に開始した「新たなプロジェクト」および「重大な変更」については、この個別基準は、「事業体」の「ASI」加入後に開始したプロジェクトにのみ適用される。

2022年1月1日以後に開始した「新たなプロジェクト」および「重大な変更」については、この個別基準は、すべてのプロジェクトに適用される。

9.7 「影響を受ける人や組織」。

「事業体」は、その規模および状況に適した方法で、「影響を受ける人や組織」の土地、生活、自然資源の利用に関する法的および慣習上の権利および利益を尊重しなければならない。最低限の事項を以下に示す。

- a. 活動により生じる重大な影響（安全衛生、社会、文化、「人権」、環境への影響を含む）を特定、防止、監視、軽減し、説明する計画を施行する。
- b. 計画は、必ず、「影響を受ける人や組織」と「協議」して、可能であれば彼らの参加を得て策定する。
- c. 計画に従って、「地元コミュニティ」の発展のためにリソースを投入する。
- d. 少なくとも5年ごとに計画をレビューする。
- e. 「重大な」環境、社会、ガバナンスのリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、計画をレビューする。
- f. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、計画をレビューする。
- g. 計画の最新版を公開する。
- h. 「影響を受ける人や組織」と共に、彼らの生活を尊重し支援する機会を探る。

適用：

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

9.8 「紛争地域および高リスク地域」。武力紛争または「人権」侵害に関与することを避けるために、「事業体」は、その規模および状況に適した方法で、「アルミニウム」のサプライチェーンについて、OECDの『紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス』(OECD ガイダンス)に従って、リスクベースの「デューディリジェンス」を実施しなければならない。最低限の事項を以下に示す。

- a. 強固な「マネジメントシステム」の構築(サプライチェーン「方針」、責任とリソース、情報収集、供給者の参加を含む)(ステップ1)
- b. サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価(ステップ2)
- c. 特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施(ステップ3)
- d. 「デューディリジェンス」行為の監査を実施(ステップ4)
- e. サプライチェーンの「デューディリジェンス」に関する年次報告(ステップ5)。

適用:

この個別基準は、「ボーキサイト」、「アルミナ」、「アルミニウム新地金」を直接または間接に調達していない「事業体」には適用されない。

9.9 警備プラクティス。「事業体」は、公共および民間(社内を含む)の警備提供者との関与において、一般に認められた「基準」およびグッドプラクティスに従って、「人権」を尊重しなければならない。

適用:

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

10. 労働者の権利

原則: 「事業体」は、「労働者」のディーセントワークおよび「人権」を支持し、ILO 中核条約およびその他の関連する「ILO 条約」に従って、尊厳と敬意をもって彼らを処遇しなければならない。

10.1 「結社の自由」および「団体交渉」権。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「適用法」の範囲内で、「労働組合」またはその他の「団体交渉」のための「協会」を結成し、またはそれに加入するという「労働者」の権利を尊重する。「労働組合」またはその他の組織に加入するかどうかは、「労働者」単独の判断によるものでなければならない。
- b. 「労働者」の「団体交渉」権を尊重し、誠意をもってあらゆる「団体交渉」プロセスに参加し、「団体交渉」協定が存在する場合にはその協定を遵守しなければならない。
- c. 「労働組合」またはその他の組織が以下の権利を持つことを尊重する。
 - i. 「適用法」の下で可能な範囲で、規約および規則を策定する、完全に自由に代表者を選出する、執行部および活動を構成する、プログラムを策定する。
 - ii. 団結する。
 - iii. 「適用法」の範囲内で、「労働者」の代表として「団体交渉」する。
- d. 「適用法」によって「結社の自由」および「団体交渉」の権利が制限されている国で「事業体」が事業を行う場合、「適用法」で認められた「労働者」組織の代替手段を通じて、「施設」における労使関係への「労働者」の関与を促進する。その代替手段は、少なくとも、自由に選出された労働者の代表が、定期的かつ正式なプロセスに関与して参加することにより、暴力、圧力、恐怖、脅迫のない状況を確保しなければならない。

適用:

個別基準10.1 (a) (b) (c) は、「結社の自由」および「団体交渉」の権利が制限されていない国にのみ適用される。

個別基準 10.1 (d) は、「結社の自由」および「団体交渉」の権利が制限されている国にのみ適用される。

10.2 「児童労働」。「事業体」は、以下に示す事項を確認しなければならない。

- a. すべての「労働者」が 15 歳以上であること。
- b. 15 歳～18 歳の労働が、搾取的または有害でなく、学校教育を阻害せず、かつ、徒弟プログラムでないこと。
- c. 18 歳未満の児童の健康、安全、道徳を害する恐れのある「最悪の形態の児童労働」の事例が存在しないこと。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

10.3 強制労働。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「強制労働」を利用しない、またはその利用を支援しない。
- b. 直接に、または職業紹介所もしくは人材派遣業者を通じて、以下を実施しない。
 - i. 「人身取引」に関与し、またはそれを支援すること。
 - ii. 直接または職業紹介所もしくは人材派遣業者を通じて、あらゆる形態での預り金、「採用にかかる料金、経費および手数料」または機材前払金を労働者に要求すること。
 - iii. 「移住労働者」に対して、いかなるときでも、宿泊預り金または保証金を要求すること。
 - iv. 「労働者」に対して「債務による拘束」をすること、または、借金を返済するために強制的に働かせること。
 - v. 合法的、合理的、必要であり、期限付きで、相応である場合を除いて、職場において、または現場内の住居において、「労働者」の移動の自由を不当に制限すること。
 - vi. 「労働者」の身分証明書、労働許可証、旅券、受講証明書の原本を保有すること。
 - vii. いかなるときでも、不利益を受けることなく、妥当な期間をおいて予告した上で「労働者」が自らの雇用を終了する自由を拒否すること。
- c. 現代の奴隸制度に対処するための行動を説明した「現代奴隸法ステートメント」を毎年公開する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

10.4 「差別」禁止。「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 均等な機会を確保する。また、以下の項目について「差別」に関与し、またはそれを支援してはならない。
 - i. 雇用
 - ii. 給料
 - iii. 昇給
 - iv. 訓練
 - v. 昇進の機会
 - vi. 雇用終了。（これらの項目について、あらゆる「労働者」に対して、性別、人種、国民的もしくは社会的出身、社会的階級、宗教、障害、政治的所属、性的指向、婚姻状況、扶養状況、年齢、またはその他の「差別」を生じる可能性のある何らかの条件により生じる「差別」。）
- b. 遂行すべき作業に基づいて、客観的な職務の査定を実施して、公正な賃金率を検証する。
- c. 「差別」反対の文化を促進する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

10.5 **コミュニケーションおよびエンゲージメント。** 「事業体」は、労働条件ならびに職場および補償の問題解決に関して、報復、脅迫、または「暴力およびハラスメント」の脅威を与えることなく、「労働者」およびその代表者との開かれたコミュニケーションおよび直接的エンゲージメントを確保しなければならない。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

10.6 「**暴力およびハラスメント**」。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「労働者」およびその代表と協議して、「暴力およびハラスメント」に関する職場の「方針」を施行する。
- b. 少なくとも 5 年ごとに「方針」をレビューする。
- c. 「暴力およびハラスメント」の「重大な」リスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「方針」をレビューする。
- d. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「方針」をレビューする。
- e. 「方針」の最新版を公開する。
- f. 「労働安全衛生」の管理にあたって「暴力およびハラスメント」を考慮し、「労働者」およびその代表の参加を得て、危険源を特定して「暴力およびハラスメント」のリスクを評価するとともに、それらを防止し管理する措置をとる。
- g. 特定された「暴力およびハラスメント」の危険源およびリスク、ならびに関連する防止手段および保護手段について、必要に応じて利用しやすい形態で、「労働者」および他の関係者に情報および研修を提供する。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

10.7 「**報酬**」。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 「労働者」が理解できる言語および形式で作成された雇用条件書を交付すること。
- b. 生活賃金に対する「労働者」の権利を尊重し、所定労働時間に対して支払われる賃金は、少なくとも法定または業界の最低基準に常に適合し、「労働者」の基本的な要求を満たした上でいくらかの自由裁量所得を得るに十分なものにすること。
- c. 週 40 時間を超えた分の労働時間に対しては、最低 25%に相当する割増賃金を支払うこと。ただし団体協約の場合は、給与「労働者」または長期間の勤務シフトの場合は例外とし、このような場合は一定期間内での勤務時間が平均化されるようとする。
- d. 賃金の支払いは、定められた時期に法定通貨によって行われ、完全に文書化されていること。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

10.8 「**労働時間**」。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 労働時間（「時間外」労働時間を含む）、公休日、および年次有給休暇に関して、「適用法令」および業界基準を遵守する。
- b. 「労働者」に、7 日間のうちに最低でも平均 1 日の休日を与える。
- c. 6 カ月間での平均労働時間を、1 勤務日当たり 8 時間とする。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

10.9 「労働者」への権利の通知。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. 本「原則」で保護されている「労働者」の権利について、「労働者」に通知する。
- b. 「結社の自由」および「団体交渉」が「適用法」によって制限されている場合、「事業体」は「労働者」に対して 10.1 (d) の要求事項を通知することが期待される。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

11. 「労働安全衛生」

原則：「事業体」は、全ての「労働者」に安全かつ衛生的な労働環境を提供しなければならない。

11.1 「労働安全衛生」（OH&S）「マネジメントシステム」。 「事業体」は以下の項目を実施しなければならない。

- a. すべての「労働者」および「訪問者」に適用され、以下の要素を盛り込んだ「OH&S」「マネジメントシステム」を文書化および実施する。
 - i. 組織的背景
 - ii. リーダーシップおよび労働者の参加
 - iii. 計画
 - iv. 支援
 - v. 事業
 - vi. パフォーマンス評価
 - vii. 改善
- b. 少なくとも 5 年ごとに「OH&S」「マネジメントシステム」をレビューする。
- c. 「重大な」「OH&S」関連のリスクが変わるような変化が「事業」に発生したとき、「OH&S」「マネジメントシステム」をレビューする。
- d. 管理の不備を示す何らかの兆候があるとき、「OH&S」「マネジメントシステム」をレビューする。
- e. 毎年、「OH&S」「マネジメントシステム」の有効性を、以下の項目を含めて公開する。
 - i. 先行情報および遅行情報
 - ii. パフォーマンスに関しての、類似「事業」および主導的慣行との比較分析

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

11.2 従業員の安全衛生への関与。 「事業体」は、「労働者」が「労働安全衛生」の問題についてマネジメントに提起し、協議し、解決に関与できるように、合同安全衛生委員会などのしくみを「労働者」に提供しなければならない。

適用 :

この個別基準はすべての「施設」に適用される。

用語集

用語集は移動し、全世界を対象とした文書「ASI」用語集とした。



Aluminium Stewardship Initiative Ltd
(ACN 606 661 125)

www.aluminium-stewardship.org
info@aluminium-stewardship.org

